

CONTENTS

- 令和3年度 農業農村整備予算の概要…………… 1
- 埼玉県ため池サポートセンターを開設しました…………… 3
- 埼玉県ため池サポートセンターのご案内…………… 4
- 埼玉県管理運営体制強化委員会 開催…………… 5
- 埼玉県受益農地管理強化委員会 開催…………… 5
- 令和2年度 土地改良区等検査結果の概要…………… 6
- 令和2年度 土地改良区等の設立状況…………… 7
- 研修会のお知らせ…………… 8
- 農業基盤整備資金の金利改定について…………… 8
- 連合会日誌…………… 8
- PCB 処理の期限まで1年を切りました!! …………… 9

埼玉の土地改良

神輿渡業（ときがわ町）



令和3年度 農業農村整備予算の概要

埼玉県農林部農村整備課

農村整備課の令和3年度予算総額は、約93億円となっています。

農地の大区画化と担い手農家への集積、水利施設の長寿命化、ため池などの災害防止という3つの視点で、コストの縮減や環境への配慮に引き続き努めながら、事業を効果的に推進していきます。

農業基盤公共事業の重点化

1 農地の大区画化と集積により担い手を育成する「ほ場整備事業」

生産条件が悪い地域において、道路、水路の整備やほ場の大区画化を行うことで、担い手農家の経営規模の拡大や農業経営の安定を図ります。また、水田の畑利用を可能にし、水稻から多彩な農産物への経営転換など地域の特性を活かした農業を展開していきます。

2 水利施設の長寿命化を図る「かんがい排水事業」

老朽化している水利施設を適時適切な補修を行うことで、水利施設の機能を維持し、農業生産の安定を図ります。

3 災害を防止し地域の安全を守る「農地防災事業」

ため池などの農業水利施設の改修や整備を行い、機能低下した施設の回復、耐震化等を行うことにより、大規模な地震や風水害などによる被害を未然に防止し、農産物の安定供給と地域の安全性向上を図ります。

令和3年度 農業農村整備事業予算

(単位：百万円)

事業名	事業の目的・内容	予算額	地区数等
県営土地改良事業			
かんがい排水事業費	農業生産基盤の基礎的要素である用排水条件を整備し、農業経営の安定と地域農業の確立を図る。(かんがい排水事業、かんがい排水事業(長寿命化対策))	1,180	13
ほ場整備事業費	農地の区画を拡大し、道路・用排水路を整備することにより、農業生産性を向上させ、担い手農家への農地利用集積及び農業経営の安定化を図る。	948	11
農地防災事業費	農地農業用施設や公共施設の災害の未然防止、及び機能低下した施設の機能回復を図るために、農業用排水施設を整備する。(農地防災事業、農業用ため池耐震化対策事業、防災減災緊急対策事業)	2,220	44
農道整備事業費	基幹的な農道の橋梁等の補修を実施し、農道機能の保全を図るとともに農産物輸送の効率化を図り、農業経営の安定化及び地域の発展、生活環境の改善を図る。	342	2
基幹水利施設管理事業費	国営土地改良事業により造成された大規模で公共性の高い基幹水利施設について、県が管理することによって、その効用を適正に発揮させる。	166	7
団体営土地改良事業費	中小規模の農業生産基盤整備、農村生活環境基盤整備を行う。 (団体営基盤整備促進事業、彩の国ゆたかなむらづくり整備事業、農地中間管理機構農地耕作条件改善事業)	519	205
県費単独土地改良事業費	農業生産条件の改善のために必要な小規模な農業基盤整備や、防災上必要な農業用排水施設等の整備を図る。また、古利根堰を管理するための費用の一部を補助する。(県費単独土地改良事業、土地改良施設支援事業)	267	47
水と緑に親しむみち管理事業費	県民に親しまれている緑のヘルシーロードと水と緑のふれあいロードを、適正に維持管理する。	58	—
土地改良事業計画等調査費	農業農村整備事業の計画的、効率的な実施を図るために、必要な調査及び計画の策定等を行う。	91	18
土地改良事業運営等指導促進費	土地改良施設の適正管理及び土地改良区運営等の強化を図る。 (土地改良事業管理運営費、農業農村整備事業設計積算関係費、土地改良事業推進対策事業)	11	—
直轄土地改良事業費負担金	国営事業及び水資源機構事業の負担金である。	393	2
利根大堰等負担金	利根導水路建設事業及び埼玉合口二期事業によって造成された施設の管理に要する費用の負担金である。	294	2
多面的機能支援事業	農業・農村の多面的機能を維持・発揮させるため、地域で行う農地や水路、農道などの地域資源の基礎的な保全活動や質的向上を図る活動を支援する。	625	—
水辺周辺活用事業(農業用水)	農業生産のために維持されてきた身近な水辺の魅力が実感できるよう、水辺空間を整備するとともに、直売所等により新鮮な農産物を供給している都市近郊農業への理解を深める。	509	7
災害復旧費	令和元年発生災害により被災した農地・農業用施設の復旧に要する経費を助成する。	602	108
その他	給与費、団体補助費等	1,074	—
計		9,300	

(*百万円未満四捨五入)

「埼玉県ため池サポートセンター」を開設しました

近年、自然災害の激甚化、頻発化が顕著となっている。平成23年3月の東日本大震災や平成30年7月豪雨など、地震、豪雨等による農業用ため池の決壊が全国で相次いだことから、国は令和元年に農業用ため池の適正な管理を目的にした「ため池管理保全法」を制定。また令和3年10月には、防災工事等を計画的に進めることを目的とした「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」が施行された。

このことから埼玉県では、ため池管理者がため池の維持管理や防災工事等を適切に実施できるように技術的支援を行うため、「埼玉県ため池サポートセンター」を埼玉県土地改良事業団体連合会内に開設した。令和3年5月31日の開所式には、設置者を代表し、埼玉県農林部農村整備課の稲場課長、本会会長である三ツ林内閣府副大臣、来賓として全国土地改良事業団体連合会会長会議顧問の進藤金日子参議院議員が駆けつけ、盛大に執り行われた。

開設日 令和3年5月31日(月)

業務内容 管理者等からの相談、指導業務（事前予約制）
ため池パトロール（現地指導）の実施技術研修会の開催等

概要 **設置者** 埼玉県

運営者 埼玉県土地改良事業団体連合会

設置場所 熊谷市籠原南二丁目83番地
埼玉県土地改良事業団体連合会事務所内
電話：048-530-7338（ため池保全課）



左から進藤 金日子 全国土地改良事業団体連合会 会長会議顧問（参議院議員）、
三ツ林 裕己 埼玉県土地改良事業団体連合会会長（内閣府副大臣）、
稲場 康仁 埼玉県農林部農村整備課長

埼玉県ため池サポートセンターのご案内

＜サポートセンターの相談窓口受付時間＞

ご利用は無料です

毎週月曜日

※国民の休日や年末年始
(12月29日から1月3日)は除く。

9:00~12:00

13:00~16:00



- ご相談は、**水土里ネットさいたま ため池保全課** までお願いします。
 - 来所、電話、またはメールでの対応とさせていただきます。
 - ご相談の際には、「ため池の名称」及び「ため池の所在地」をお知らせください。
 - 来所される場合には、あらかじめ電話にて**ご予約**をお願いいたします。
- ※ため池管理者以外の方は、お住まいの市町村担当窓口へご相談ください。

サポートセンターの支援内容

管理者等の技術的相談窓口

- ため池管理者からの相談を受けます。
- 相談方法/来所(要予約)、電話、メール
 - 担当課/ため池保全課
 - 連絡先/048-530-7338(直通)
 - 受付日時/毎週月曜日の9時~12時・13時~16時
※国民の休日、年末年始は除く
 - 留意事項/管理者以外の相談はお住いの市町村窓口へ

ため池パトロール

- ため池が適正に保全管理されているか、現地を巡回し状況を確認します。
- 対象/防災重点農業用ため池
 - 留意事項/現地確認は、ため池管理者の立会いの下、市町村担当者とともに実施します。

早急な対応が必要と判断された場合

助言・現場指導

管理者に対して補修や適正な管理のための技術的な助言・現場指導やその他の支援等を行います。

現場指導状況



現場詳細調査状況

普及啓発活動

- ため池の改修や補修、維持管理、緊急時の対応方法等について、管理者に対し技術研修会を行います。
- ため池の保全・活用に関する手引き等、様々な情報発信を行います。



お問合せ先

〒360-0847 埼玉県熊谷市籠原南2丁目83番(埼玉県土地改良事業団体連合会内)
 TEL 048-530-7338(ため池保全課直通)
 FAX 048-530-7370
 メール tamesapo@saidoren.or.jp
 URL <http://www.saidoren.or.jp/tamesapo/>

【設置者】埼玉県

【運営者】埼玉県土地改良事業団体連合会

令和3年度 埼玉県管理運営体制強化委員会 開催

去る7月9日（金）、本会大会議室において、埼玉県管理運営体制強化委員会が開催された。新型コロナウイルス感染拡大防止の対策をとった上で、2年ぶりに会議方式による開催となった。

本委員会は、土地改良区体制強化事業に基づき、土地改良施設の円滑かつ適切な管理及び土地改良区の事業運営の透明化やガバナンスの強化を図るため、土地改良施設の診断・管理指導の実施、管理運営等に関する苦情・紛争等の対策及び財務管理強化に関する指導等の実施についての検討が行われるものである。

本年度の委員会は、会長代理の大関委員が挨拶の後、議長となり、議事に入った。



1. 令和2年度 土地改良区体制強化事業

- (1)施設・財務管理強化対策 事業報告について
- (2)施設・財務管理強化対策 事業報告について
(財務管理強化に関する巡回指導及び会計の専門家の配置)

2. 令和3年度 土地改良区体制強化事業

- (1)施設・財務管理強化対策 事業計画(案)について
- (2)施設・財務管理強化対策 事業計画(案)について
(財務管理強化に関する巡回指導及び会計の専門家の配置)

以上の議題についてそれぞれ協議し、原案どおり承認された。

令和3年度埼玉県管理運営体制強化委員

所 属	役 職	氏 名	備 考
埼玉県土地改良事業団体連合会	会 長	三ツ林裕己	委員 長
	会長職務代理者副会長	吉田 昇	
関東農政局農村振興部土地改良管理課	課 長	飯田 博隆	
関東農政局土地改良技術事務所	所 長	宮川 賢治	
埼玉県農林部農村整備課	課 長	稲場 康仁	
荒川右岸用排水土地改良区	理 事 長	内田 光夫	
大里用水土地改良区	理 事 長	夏目 亮一	
埼玉県土地改良事業団体連合会	常務理事	大関 早孝	

令和3年度 埼玉県受益農地管理強化委員会 開催

去る7月9日（金）、本会大会議室において、埼玉県受益農地管理強化委員会が開催された。新型コロナウイルス感染拡大防止の対策をとった上で、2年ぶりに会議方式による開催となった。

本委員会は、土地改良区体制強化事業・受益農地管理強化対策に基づき開催されるもので、換地事務の適正かつ円滑な推進により農地の効率的利用が図れるよう、換地事務に関する指導・助言等について行うために設置されたものである。

委員会は、大関会長代理が挨拶の後、議長となり、議事に入った。



議 題

- (1)令和2年度 土地改良区体制強化事業
受益農地管理強化対策事業報告について
- (2)令和3年度 土地改良区体制強化事業
受益農地管理強化対策事業計画(案)について

以上の議題についてそれぞれ協議し、原案どおり承認された。

令和3年度埼玉県受益農地管理強化委員

所 属	役 職	氏 名	備 考
埼玉県土地改良事業団体連合会	会 長	三ツ林裕己	委員 長
	会長職務代理者副会長	吉田 昇	
関東農政局農村振興部土地改良管理課	課 長	飯田 博隆	
さいたま地方法務局不動産登記部門	統括登記官	小淵 和幸	
埼玉県農林部農村整備課	課 長	稲場 康仁	
公益社団法人埼玉県公共嘱託登記司法書士協会	司法書士	三ツ木静江	
大里用水土地改良区	理 事 長	夏目 亮一	
土地改良換地士		江守 真一	
埼玉県土地改良事業団体連合会	常務理事	大関 早孝	

令和2年度 土地改良区等検査結果の概要

埼玉県農林部農村整備課

土地改良法第132条に基づき実施した令和2年度土地改良区等検査結果をお知らせします。

昨年度は、農村整備課で3土地改良区等、農林振興センターで29土地改良区の合計32土地改良区等の総合検査を行いました。

講評事項は合計98件で、内訳は表のとおりです。

地区及び組合員の関係では、「その他」が10件となっています。同一の土地について共有者等がある場合には、法第113条の2により代表制が設けられ、共有者を合わせて一の事業参加資格者又は権利者とみなしていますが、この選任が漏れているものが見受けられました。平成29年度の法改正により、共有者の代表が、土地改良事業に係る同意や総会における議決権等の行使をすることになりました。農業者の意思を適切に反映しつつ、土地改良事業に係る申請者等の事務処理上の便宜を図るため、選任された代表者の整理に努めていただくようお願いいたします。

土地原簿や組合員名簿については、記載すべき事項の記載がないものがありました。これらの書簿は、土地改良区の基礎となる重要な書類であるため、組合員資格の得喪事由等が発生した場合は、直ちに確認、変更していただくとともに、農林水産省令で定める記載事項について、漏れなく記載していただくようご注意ください。

事業の関係では「その他(工事関係書類不備等)」が8件となっています。工事に係る書類の整理が不十分であると、契約等の手続きが不明瞭となるため、関係書類を整理し、経理の明確化に努めていただくようお願いいたします。

また、会計経理の関係では、「賦課徴収」「会計処理」「予算執行手続き」が各6件となっています。賦課徴収に関しては、土地改良法で賦課金の滞納者に対して、督促状によって期限を指定して、納付するように催促すべきことが規定されています。そして、滞納者に対して滞納処分を行うためには督促状による督促手続きがなされていることが必要です。そのため、滞納者に対しては、適切に督促状を送付して

いただく必要があります。

予算執行手続きに関しては、予算の流用や会計間の繰出、繰入を行う際には、規約や会計細則等の規程に定められた手続きを経てくださいようお願いいたします。予算執行に際しても、総(代)会や理事会の決定を要する旨が定められているものについては、意思決定手続きについても適切に実施してください。

今年度の土地改良区検査・会計経理検査については秋頃から実施する予定ですが、昨年度同様、新型コロナウイルス感染状況を鑑み、検査の実施方法等について例年と変更となる可能性があります。お手数をおかけしますが、ご協力をお願いいたします。

各土地改良区、連合におかれましては、今後ともより一層の適正な土地改良区運営について、重ねてお願いいたします。

講評事項の内訳

項目	改善指示事項	件数
地区及び組合員	土地原簿・組合員名簿の整備・修正が不十分	8
	その他(資格得喪通知提出の奨励等)	10
議決機関	総(代)会の出席率が低い	2
	議事録の調製不備	3
	議決(議長が含まれている、採決方法)	4
	その他(選挙区1人区、欠員、議案内容)	5
役員	監査関係	6
	理事会、監事会の議事録調製不備	1
	選挙、選任手続きの不備	1
定款諸規程	定款、規約の改正が必要	6
	監査細則等の諸規程の要整備	5
	その他(文書の保存等)	3
事業	維持管理計画書が現況と不一致等	6
	施設台帳・固定資産台帳の要整備	1
	その他(工事関係書類不備等)	8
会計経理	賦課徴収(督促状未発行、徴収率低水準、賦課金額の算定等)	6
	会計処理(証拠書や諸整理簿不備等)	6
	財政計画	3
	予算執行手続き(項新設廃止・流用)	6
	根拠不明の支払い	2
	その他(経理体制・決算関係書類等)	6
合計		98

令和2年度 土地改良区等の設立状況

埼玉県農林部農村整備課

令和2年度の埼玉県内の土地改良区等設立状況について、以下のとおりお知らせいたします。

1 設立状況等（表1）

令和3年3月31日現在の土地改良区（連合を含む）数は97です。解散等により年々減少していく傾向にありますが、昨年度中は2つが解散し、1つの新設がありました。

2 面積別構成（表2）

地区面積100ha未満の小規模土地改良区が全体の37.9%を占めています。

3 組合員別構成（表3）

小規模土地改良区が多く、組合員300人未満の土地改良区が42.1%となっています。

4 新設・解散した土地改良区

尾田蒔土地改良区（秩父市）と小島土地改良区（熊谷市）の2つが解散しました。また、さいたま中央土地改良区（さいたま市）が、令和2年12月23日に新設されました。

表1 土地改良区（連合を含む）の設立状況等

	地区数					面積 (ha)			組合員数 (人)		
	令和元年度末	令和2年度末	増減	増減の内訳		令和元年度末	令和2年度末	増減	令和元年度末	令和2年度末	増減
				設立	解散						
土地改良区	96	95	△1	1	2	60,085	59,604	△481	130,228	126,425	△3,803
土地改良区連合	2	2	0	0	0	13,291	13,234	△57	33,174	33,019	△155
計	98	97	△1	1	2	73,376	72,838	△538	163,402	159,444	△3,958

表2 土地改良区（連合を含む）の面積別構成

	100ha未満	100ha以上 500ha未満	500ha以上 2,000ha未満	2,000ha以上 5,000ha未満	5,000ha以上	合計
土地改良区※	36 (37.9%)	35 (36.8%)	18 (18.9%)	2 (2.1%)	4 (4.2%)	95 (100%)
土地改良区連合	—	—	—	1	1	2
計	36	35	18	3	5	97

表3 土地改良区（連合を含む）の組合員別構成

	200人未満	200人以上 300人未満	300人以上 1,000人未満	1,000人以上 5,000人未満	5,000人以上 10,000人未満	10,000人以上	合計
土地改良区※	23 (24.2%)	17 (17.9%)	30 (31.6%)	19 (20.0%)	4 (4.2%)	2 (2.1%)	95 (100%)
土地改良区連合	—	—	—	—	1	1	2
計	23	17	30	19	5	3	97

※パーセントの数値は小数第2位を四捨五入しているため、必ずしも100とはならない。

研修会のお知らせ

◆複式簿記導入促進特別研修会

とき	令和3年9月27日（月）
場所	クリアこうのす（鴻巣市文化センター）
内容	※決まり次第、開催通知をお送りします。

◆市町村長・水土里ネット理事長・市町村農政担当課長研修会

とき	令和3年10月25日（月）
場所	クリアこうのす（鴻巣市文化センター）
内容	※決まり次第、開催通知をお送りします。

新型コロナウイルス感染症について、当会ではマスク、検温、消毒等必要な対策をとったうえで開催いたします。多数のご参加をお待ちしております。

お問合せ先 水土里ネットさいたま 総務部総務課 TEL 048-530-7335

農業基盤整備資金の金利改定について

7月19日付けの株式会社日本政策金融公庫の農業基盤整備資金の金利改定について、下記のとおりお知らせいたします。

(単位:%)

区 分	改 訂 前					改 訂 後				
	融資期間にかかわらず	融資期間別(一例)				融資期間にかかわらず	融資期間別(一例)			
		5年	10年	15年	20年		5年	10年	15年	20年
都道府県営補助残	0.45	-	-	-	-	0.45	-	-	-	-
団体営補助残	0.30	-	-	-	-	0.30	-	-	-	-
非補助一般	0.30	-	-	-	-	0.30	-	-	-	-
非補助利子軽減	0.30	-	-	-	-	0.30	-	-	-	-
災害復旧	-	0.16	0.17	0.30	0.30	-	0.16	0.17	0.30	0.30

お問合せ先 TEL 048-530-7348 水土里ネットさいたま 事業部農村整備課担当 加藤

連合会日誌

開催日	会議・行事	
4月 28日	埼玉県多面的機能支援推進会議通常総会【書面議決】	
5月 31日	都道府県土連ブロック代表事務責任者会議（Web形式）	
6月 2日	本会第1回監事会（熊谷市）	
7月	6日	本会第1回監査及び第2回監事会（熊谷市）
	9日	埼玉県管理運営体制強化委員会（熊谷市）
	9日	埼玉県受益農地管理強化委員会（熊谷市）
	20日	本会第1回理事会開催（熊谷市）
	27日	利根川水系農業水利協議会埼玉県支部通常総会【書面議決】
	26日～28日	土地改良区体制強化事業施設管理研修（前期）（さいたま市）
29日	農業集落排水事業連絡協議会総会（鴻巣市）	

農業施設などをお持ち のみなさまへ 埼玉県から 確認のお願いです

ポンプ施設に PCB使用コンデンサーが眠っていませんか PCB処理の期限まで1年を切りました!!

揚水ポンプの力率を改善する目的で使用されているコンデンサーに、PCBが使用されているものがあります。配電盤等に設置されているコンデンサーの確認をお願いします。

3kg以上の
高濃度PCB廃棄物

令和 4 年 3 月 31 日まで

PCB とは?

PCB(ポリ塩化ビフェニル)は、不燃性で電気絶縁性が高い人工の油です。以前は、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体、感圧複写紙など様々な用途に利用されてきました。しかし有害であることが判明したため、昭和47年(1972年)からは新たな製造は中止されています。

PCBに汚染された物やPCBを使用した製品は処分期間が定められています。

処分しないと罰則の対象となります!!

スタート

探す

昭和28年から昭和47年に製造されたコンデンサー・変圧器

※ 昭和48年以降に製造されたコンデンサー・変圧器には低濃度PCB使用の可能性があります

該当する機器が見つかった!

問い合わせ 確認

機器に取り付けられた銘板を確認し、各メーカーにお問い合わせください。

または、一般社団法人日本電機工業会のホームページからも確認することができます。

○ https://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb/pcb_hanbetsu.html

※ 通電中(使用中)の機器は感電の危険があります!

県への 届出

PCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物を所有・保管している業者は、その状況について、県への「PCB廃棄物等の保管及び処分状況届出書」の提出が義務付けられています(さいたま市、川越市、越谷市、川口市はそれぞれの市)。埼玉県の管轄の環境管理事務所、受付をしています。

届出書の様式は、以下のホームページからダウンロードしてご利用ください。

○ <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0506/sanpai-pcb.html>

処理

専門業者に運搬と処分を委託します。
 処理施設は、国が設置した中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO)1社になります。
 該当する機器が発見されたら、JESCOへの登録と契約をお願いします。

問合せ先:JESCO本社 PCB処理営業部 管理課

電話 03-5765-1935(<https://www.jesconet.co.jp/>)

処分費用の補助制度もあります

高濃度PCB廃棄物を中小企業者等が処分する場合、その料金が軽減される措置があります。一定の条件を満たす中小企業者、中小企業団体等及び法人にあっては70%、個人にあっては95%が軽減されます。詳しくは、JESCO中小軽減担当(0120-808-534)にお問合せください。

…たとえば、こんなところで発見されています

田んぼの井戸の電気設備を交換した際に、工業者からPCB使用のコンデンサーは引き取れないと言われた。そのため、その他の設備も調べたところ、水田揚水用ポンプ小屋でPCB使用コンデンサーを発見した。



農業用水用のポンプ場の修繕を行った際に、工業者がPCB使用コンデンサーを発見した。



ご不明な点がありましたらご相談ください

●埼玉県 環境部 産業廃棄物指導課 ☎048-830-3148

●管轄の埼玉県環境管理事務所

○中央環境管理事務所(鴻巣市 上尾市 蕨市 戸田市 桶川市 北本市 伊奈町) ☎048-822-5199

○西部環境管理事務所(所沢市 狭山市 飯能市 入間市 朝霞市 志木市 和光市 新座市 富士見市 日高市 ふじみ野市 三芳町) ☎049-244-1805

○東松山環境管理事務所(東松山市 坂戸市 鶴ヶ島市 越生町 滑川町 嵐山町 吉見町 鳩山町 小川町 川島町 毛呂山町 ときがわ町 東秩父村) ☎0493-23-4050

○秩父環境管理事務所(秩父市 横瀬町 皆野町 小鹿野町 長瀬町) ☎0494-23-1511

○北部環境管理事務所(熊谷市 本庄市 深谷市 美里町 神川町 上里町 寄居町) ☎048-523-2800

○越谷環境管理事務所(草加市 三郷市 吉川市 八潮市 松伏町) ☎048-966-2311

○東部環境管理事務所(行田市 加須市 春日部市 羽生市 久喜市 蓮田市 幸手市 白岡市 宮代町 杉戸町) ☎0480-34-4011

